

# 都市再生推進法人制度について

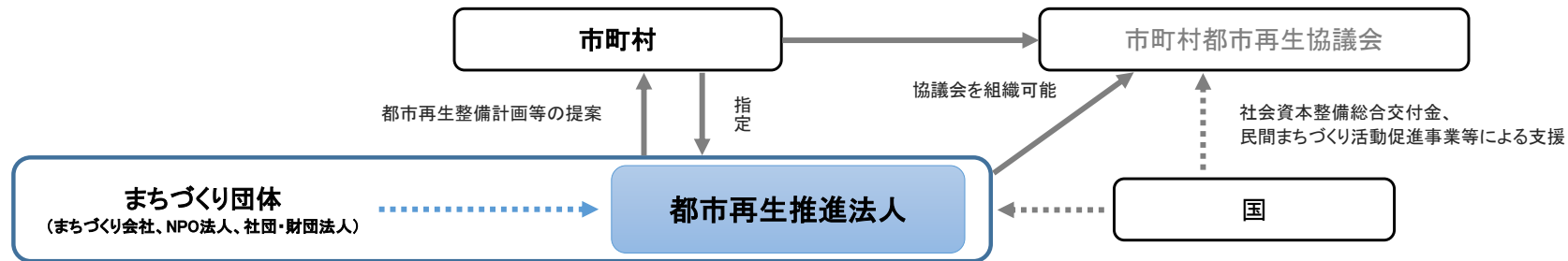
## ○都市再生推進法人とは

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、**地域のまちづくりを担う法人**として、**市町村が指定するもの**です。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を指定できます。

まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図ります。

都市再生推進法人には、市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、**まちのエリアマネジメント（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開**することが期待されます。

### ●都市再生推進法人の関係フロー



### 都市再生推進法人の主なメリット

- 法に基づく指定を受けることにより、団体の信頼度・認知度の向上および公平性の担保に繋がり、関係者調整が円滑に進むことが期待されます。
- 自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画等の案を、市町村に提案することができるようになります。
- 市町村や国からの積極的な支援（情報の提供や助言）を受けることができます。

### ●都市再生推進法人になれる法人

- ・まちづくり会社
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・一般社団法人（公益社団法人を含む）
- ・一般財団法人（公益財団法人を含む）

### ●都市再生推進法人の主な業務

- ・まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備や管理運営
- ・都市開発事業の実施やその支援
- ・まちづくりに関する専門家派遣、情報提供等

### ●指定には一定の審査を要します。指定をお考えの場合は、まずは下記お問い合わせ先までご相談ください！

お問い合わせ：松江市都市政策課まちづくり推進室（市役所別館3階） TEL：0852（55）8118 E-mail：m-suisin@city.matsue.lg.jp